

建築物省エネ法関係の認定手数料一覧

法律名	事務の種類	対象事務			手数料の額		
		区分	評価手法	適合証	延べ面積 (㎡)	戸数	手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	一 消費性能向上計画の認定審査 (第34条第1項)	非住宅	モデル建物法	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術審査を受けたものに対する審査	300未満		8,000
					300～1000未満		14,000
					1000～2000未満		24,000
					2000～5000未満		73,000
					5000～10000未満		116,000
					10000～25000未満		146,000
					25000以上		183,000
			上記以外	300未満		79,000	
				300～1000未満		101,000	
				1000～2000未満		133,000	
				2000～5000未満		215,000	
				5000～10000未満		280,000	
				10000～25000未満		338,000	
				25000以上		397,000	
		標準入力法・主要室入力法・建築物総合エネルギーシミュレーションツール	上記以外	300未満		8,000	
				300～1000未満		14,000	
				1000～2000未満		24,000	
				2000～5000未満		73,000	
				5000～10000未満		116,000	
				10000～25000未満		146,000	
			25000以上		183,000		
			上記以外	300未満		207,000	
				300～1000未満		260,000	
				1000～2000未満		336,000	
				2000～5000未満		480,000	
				5000～10000未満		590,000	
				10000～25000未満		699,000	
	25000以上			797,000			
	単独の住宅	性能基準	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術審査を受けたものに対する審査	戸建			4,000
				共同住宅	300未満	4以下	8,000
					300～2000未満	5～15	18,000
			2000～5000未満		16～45	40,000	
			5000以上	46以上	73,000		
上記以外			戸建			34,000	
		共同住宅	300未満	4以下	63,000		
			300～2000未満	5～15	105,000		
			2000～5000未満	16～45	179,000		
			5000以上	46以上	256,000		
		複数の建築物	計画に係る一の建築物ごとに上記表一の区分に応じて手数料を算出し、計画に係る全ての建築物について合算した額				
二 消費性能向上計画の変更の認定審査 (第36条第1項)		単独の建築物	表一の区分に応じて定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に1000未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）				
	複数の建築物	①当初認定を受けた建築物が変更になる場合 表一に掲げる区分に応じて定める額に二分の一を乗じて得た額を合算した額 ②当初認定を受けた建築物が変更もあり、他の建築物が追加になる場合 表一に掲げる区分に応じて定める額に二分の一を乗じて得た額と表一に掲げる区分に応じて定める額を合算した額					

法律名	事務の種類	対象事務			手数料の額		
		区分	評価手法	適合証	延べ面積 (㎡)	戸数	手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	三 消費性能基準適合 の認定審査 (第40条第1項)	非住宅	モデル建物 法	登録建築物エネルギー消費性能 判定機関等の技術審査を受けた ものに対する審査	300未満		8,000
					300～1000未満		14,000
					1000～2000未満		24,000
					2000～5000未満		73,000
					5000～10000未満		116,000
					10000～25000未満		146,000
					25000以上		183,000
			上記以外	300未満		79,000	
				300～1000未満		101,000	
				1000～2000未満		133,000	
				2000～5000未満		215,000	
				5000～10000未満		280,000	
				10000～25000未満		338,000	
				25000以上		397,000	
		標準入力 法・主要室 入力法・建 築物総合エ ネルギーシ ミュレー ションツ ール	登録建築物エネルギー消費性能 判定機関等の技術審査を受けた ものに対する審査	300未満		8,000	
				300～1000未満		14,000	
				1000～2000未満		24,000	
				2000～5000未満		73,000	
				5000～10000未満		116,000	
				10000～25000未満		146,000	
				25000以上		183,000	
			上記以外	300未満		207,000	
				300～1000未満		260,000	
				1000～2000未満		336,000	
				2000～5000未満		480,000	
				5000～10000未満		590,000	
				10000～25000未満		699,000	
				25000以上		797,000	
		住宅・ 共同住 宅	住戸ごとに詳細な計算方法で審査した場合	戸建て住宅		34,000	
				300未満	4以下	63,000	
				300～2000未満	5～15	105,000	
				2000～5000未満	16～45	179,000	
				5000以上	46以上	256,000	
			仕様基準に適合している場合又は簡易な計算 方法で審査した場合	戸建て住宅		17,000	
				300未満	4以下	29,000	
				300～2000未満	5～15	51,000	
				2000～5000未満	16～45	94,000	
				5000以上	46以上	142,000	
			登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の 技術審査を受けた場合	戸建て住宅		4,000	
				300未満	4以下	8,000	
				300～2000未満	5～15	18,000	
				2000～5000未満	16～45	40,000	
5000以上	46以上	73,000					
共用部分を計算しない評価方法により算出する場合は、表一及び表三に掲げる共用部分の面積を除いた延べ面積の区分に応じて定める額と戸数の区分に応じて定める額とを比較しいずれか低い方の額							